松山市要綱第　９０号

平成２０年１２月１日

松山市長　中　村　時　広

松山市における特定随意契約の手続に関する要綱をここに公布する。

記

松山市における特定随意契約の手続に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，松山市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するにあたり，必要な事項を定める。

（対象となる者）

第２条　特定随意契約の相手方は，施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する施設等であって，本市に住所を有するものを営む者でなければならない。

（届出書の提出）

第３条　特定随意契約の相手方になろうとする者は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める課（以下「事業担当課」という。）に特定随意契約届出書（様式第１号），物品・役務届出書（様式第２号）及び口座振替届出書（様式第３号）を提出しなければならない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設，同条第２５項に規定する地域活動支援センター，同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護，同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設，小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）又はこれらに準ずる者として施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による市長の認定を受けた者において製作される物品の買入れ又はこれらの施設等による役

務の提供　福祉推進部障がい福祉課

(2) 生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第１６条第３項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第３条第１項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れること及び役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による市長の認定を受けたものに限る。）において製作される物品の買入れ又はこれらの施設が行うによる役務の提供 福祉推進部生活福祉総務課

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合，同条第２項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による市長の認定を受けた者による役務の提供 産業経済部ふるさと納税・経営支援課

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による市長の認定を受けた者による役務の提供 こども家庭部子育て支援課

（名簿の作成）

第４条　事業担当課の長は，前条の届出書の提出があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，特定随意契約対象者名簿（様式第４号。以下「名簿」という。）を作成し，対象となる物品又は役務を記載しなければならない。

（変更及び廃止等の届出）

第５条　名簿に登載された者は，名簿の登載内容について変更が生じたときは特定随意契約変更届出書（様式第５号）を，廃止又は休止するときは特定随意契約廃止等届出書（様式第６号）を事業担当課に提出しなければならない。

（発注見通しの公表）

第６条　特定随意契約の締結を予定している課等の長は，松山市契約規則（平成２０年規則第１１号。以下「契約規則」という。）第２８条第１号に規定する契約の発注の見通しに関する事項を特定随意契約公表書（様式第７号）及び次に定めるところにより，公表するものとする。

(1) 公表時期　毎年３月及び９月とする。ただし，これらの月以外の月において発注の見通しがついたときは，速やかに公表するものとする。

(2) 公表方法　特定随意契約の締結を予定している課等の長が定めた場所において，特定随意契約公表書を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表期間　当該公表の日から公表の日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

（契約締結前の公表）

第７条　特定随意契約の締結を予定している課等の長は，契約規則第２８条第２号に規定する契約の締結前の内容に関する事項を，特定随意契約公表書及び次に定めるところにより，公表するものとする。

(1) 公表時期　当該契約の契約方法が決定した後速やかに行うものとする。

(2) 公表方法　特定随意契約の締結を予定している課等の長が定めた場所において，特定随意契約公表書を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表期間　当該公表の日から公表の日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

（契約締結状況の公表）

第８条　特定随意契約を締結した課等の長は，契約規則第２８条第３号に規定する契約の締結状況に関する事項を特定随意契約公表書及び次に定めるところにより，公表するものとする。

(1) 公表時期　契約締結後速やかに行うものとする。

(2) 公表方法　特定随意契約を締結した課等の長が定めた場所において，特定随意契約公表書を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表期間　当該公表の日から公表の日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

（契約相手方の決定方法）

第９条　特定随意契約を行う場合には，契約の種類，内容等に応じて，契約の相手方の選定基準を定め，次に掲げる方法により契約の相手方を決定するものとする。

(1) 契約を履行できる者が特定の１者に限られている場合

ア　当該契約を履行できる者から見積書を徴収するものとする。

イ　徴収した見積額の金額が予定価格の範囲内である場合は，その者と当該契約を締結するものとする。

(2) 契約を履行できる者が複数存在する場合

ア　当該契約を履行できる複数の者から見積書を徴収するものとする。

イ　徴収した見積書の金額が，予定価格の範囲内で，かつ，最低金額である者と当該契約を締結するものとする。

（委任）

第１０条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

１ この要綱は，公布の日から施行する。

２ 施行日から障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における松山市における特定随意契約の手続に関する要綱第４条第１号の規定の適用については，同号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは，「障害福祉サービス事業（同条第６項に規定する生活介護，同条第１４項に規定する就労移行支援又は同条第１５項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設，障害者自立支援法附則第４１条第１項，第４８条若しくは第５８条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第３５条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第２９条に規定する身体障害者更生施設，同法第３１条に規定する身体障害者授産施設，障害者自立支援法附則第４６条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５０条の２第３項に規定する精神障害者授産施設，同条第５項に規定する精神障害者福祉工場，障害者自立支援法附則第５２条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２１条の６に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第２１条の７に規定する知的障害者授産施設」とする。

（授産施設等との随意契約の実施に関する要綱の廃止）

３ 松山市障害者支援施設等との随意契約の実施に関する要綱（平成１８年要綱第８号）は，廃止する。

付 則（平成２５年３月２９日要綱第２３号）

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。ただし，第３条及び第５条の規定は，平成２６年４月１日から施行する。

付 則（平成３１年３月１日要綱第３号）

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

付 則（令和６年５月１７日要綱第６６号）

この要綱は，公布の日から施行する。